

様式2

整理番号	水道一法不-2
------	---------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	水道局工務部給水課（庶務） (06-6616-5480)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	指定給水装置工事事業者の指定取消し
概要	水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2で指定した指定給水装置工事事業者は、同法第25条の11において指定を取り消すことができるとされています。 また、大阪市水道事業給水条例第13条においても、水道法に基づいて指定を取り消すことができると定めており、要件に該当する場合は指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	水道法第25条の11 大阪市水道事業給水条例(昭和33年4月1日条例第19号)第13条第3項 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱第13条 (http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000207417.html) 指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱第10条、第11条、第14条及び別表
処分基準	<p>◎水道法（昭和32年法律第177号）第25条の11第1項各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、指定装置工事事業者の指定を取り消すことがあります。</p> <p>・具体的には、次の要件のいずれかに該当するときは、指定給水装置工事事業者の指定を取り消すことがあります。</p> <p>(1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」といいます。）を置かないとき ○「給水装置工事主任技術者」とは、厚生労働大臣から給水装置 工事主任技術者免状を交付されている者で、その所属する給水装置工事事業者の事業所において、給水装置工事（以下「工事」といいます。）に関する技術上の管理、工事に従事する者の技術上の指導監督等の職務を行う者をいいます。</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を有しないとき ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具 イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具 ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具 エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令に定めるもの</p> <p>(4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ○「復権」とは、破産手続を開始する旨を宣言する裁判により制限された破産者の各種の権利を享有する資格や地位を回復させることをいいます。</p> <p>(5) 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき</p> <p>(6) 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき</p> <p>(7) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき</p> <p>(8) 法人であって、その役員のうち(3)から(7)までのいずれかに該当する者があるとき</p> <p>(9) 主任技術者が欠けたにも関わらず、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに主任技術者を選任しないとき</p> <p>(10) 主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき</p> <p>(11) 次に掲げる場合において、その旨を遅滞なく大阪市水道局長に届け出ず、又は虚偽の届出をしたとき ア 主任技術者を選任し、又は解任したとき イ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号に変更があったとき ウ 大阪市において工事の事業を行う事業所の名称又は所在地に変更があったとき エ 氏名又は名称及び住所に変更があったとき オ 法人にあつて、その代表者又は役員の氏名に変更があったとき カ 工事の事業を廃止し、休止し、又は再開したとき</p> <p>(12) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第36条に規定する基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められるとき</p> <p>(13) 大阪市水道局が給水装置を検査するに当たり、当該給水装置に係る工事を施行した事業所の主任技術者の立会を求めたにも関わらず、正当な理由なくこれに応じないとき</p> <p>(14) 大阪市内において施行した工事に関し、大阪市水道局が必要な報告又は資料の提出を求めたにも関わらず、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき</p> <p>(15) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき</p> <p>(16) 不正の手段により指定給水装置工事事業者の指定を受けたとき</p>
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000207426.html
備考	

<根拠法令等及び条項>

○ 水道法

(指定の取消し)

第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- (1) 第25条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。
- (2) 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (3) 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事業の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (5) 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (6) 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
- (8) 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

○ 大阪市水道事業給水条例

(指定給水装置工事事業者)

第13条 省略

2 省略

3 局長は、指定給水装置工事事業者が法第25条の11第1項各号のいずれかに該当するときは、第1項の指定を取り消すことができる。

○ 指定給水装置工事事業者の指定等に関する取扱要綱

(指定の取消)

第13条 局長は、法第25条の11第1項の規定により指定を取り消すことがある。

2 指定の取り消しについて必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

○ 指定給水装置工事事業者の指定取消等に係る事務処理要綱

(指定取消)

第10条 局長は、前条第6項の報告を受け、当該違反の事実が指定取消処分すべきものに該当すると認めるときは、法第25条の11第1項に基づき指定給水装置工事事業者の指定を取り消す。

(意見陳述のための手続き及び審査委員会の省略)

第11条 局長は、手続法第13条第2項各号のいずれかに該当する場合は、意見陳述のための手続き及び審査委員会の開催を要せずに、法第25条の11第1項に基づき指定給水装置工事事業者の指定を取り消すものとする。

(処分の基準)

第14条 この要綱に定める違反行為に係る処分の基準は、別表のとおりとする。